

## 横浜市都市美対策審議会 代理者の指名について（報告）

「横浜市都市美対策審議会条例」第5条第4項において、会長に事故あるときまたは会長が欠けた場合に、あらかじめ会長が代理者を指名することとなっており、会長就任時に代理者を指名していただいています。

一方、代理者が欠席の場合や、部会長の代理者についてはこれまで決めていなかったため、改めて、同条例同条同項及び各部会設置要綱雑則「部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める」に基づき、会長及び各部会長の指名により、次のとおり代理者を定めることとします。

会議名	会長・部会長	代理者（出席者の中から上位の者の順）
都市美対策審議会	西村 幸夫	関 和明（既指名代理者）
		国吉 直行
		野原 卓
政策検討部会	西村 幸夫	関 和明
		国吉 直行
		真田 純子
景観審査部会	国吉 直行	野原 卓
		加茂 紀和子
		山家 京子
表彰広報部会	関 和明	真田 純子
措置命令部会	矢澤 夏子	関 和明